

物品売買契約書(案)

令和 年 月 日

甲 尼崎市東七松町1丁目 23 番1号
尼 崎 市
尼崎市長 松 本 眞 印

乙

印

件 名: 尼崎市立資源リサイクルセンターペットボトルべール品売却等事業
売却物件: 尼崎市立資源リサイクルセンターで選別、圧縮、梱包されたペットボトルべール品
引渡場所: 仕様書のとおり
売却代金(上期: 令和9年4月1日から令和9年9月30日まで) 単価契約(10kg 当たり 円) (消費税及び地方消費税相当額は含まない) ※10月1日以降の売却単価については、提案内容を基に双方協議の上、見直すものとする。
契約期間: 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
契約保証金: 尼崎市契約規則第32条第7号の規定により免除
支払条件: 仕様書のとおり

上記の売買について、甲 尼崎市と乙 _____ の間に次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(主記)

第1条 甲、乙は、本契約書及び添付の仕様書に従い、本事業を誠実に実施しなければならない。

(引渡し等)

第2条 甲は、尼崎市立資源リサイクルセンターで選別、圧縮、梱包されたペットボトルベール品(以下「目的物」という。)を、甲があらかじめ指定する者の立合いのもと、甲がその都度指定する引渡し日に乙へ引き渡すものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由により所定の期限内に引き取らないため損害が生じたときには、乙において、一切その責を負うものとする。

3 乙は、市場価格の変動又は目的物の品質(ただし、リサイクルの目的を達成できない水準の品質の変化を除く。)を理由に引取りを拒否し、又は頭書の単価(以下「単価」という。)及び引取重量を減じることはできない。

4 乙は、目的物の受入れが不能となる場合に備え、飲料メーカー等と連携して代替リサイクラーを確保するものとし、受入不能が見込まれる場合は直ちに甲へ報告し、代替先への引渡しについても、引渡条件、単価等を含め、従前と同等の条件により引き続き対応すること。

(買受代金及び納付期限)

第3条 買受代金は、本契約に定める単価に取引量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。なお、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた値とする。

2 乙は、前項の買受代金について仕様書に定められた方法により、甲が指定する納付書を用いて、当該納付書に記載された期限までに納付すること。

3 単価は、市況等を踏まえ半年ごとに見直すものとし、見直しに伴う変更は甲乙協議のうえ行う。

(所有権の移転の時期)

第4条 目的物の所有権は、第4条第1項に定める目的物の引渡し完了したときに乙に移転するものとする。

(甲の都合による契約の変更)

第5条 甲は、契約変更の必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、書面をもって乙に通知し、契約内容の変更をすることができる。

(乙の請求による取引期日の延長)

第6条 乙は、天災その他、乙の責に帰することができない理由により、甲が指定した引取期日に目的物を引き取れる見込みがない場合は、乙に対し、契約期間内において、引取期日の変更を求めることができる。

(契約内容変更の手続)

第7条 契約内容を変更するときは、甲及び乙で協議のうえ、甲若しくは乙が1週間以内に変更契約書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特に甲が必要ないと認めたときは、前項手続きを省略することができる。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が仕様書に定める引取日時を過ぎて目的物を取り引きしない又はその見込みがないときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときには、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、何らの催告を要しないでこの契約を解除することができる。

- (1) 乙またはその使用人が、本市係員の指示に従わずに、職務の執行を妨げたとき。
- (2) 契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。
- (3) 第13条に違反したとき。
- (4) 乙が監督官庁から営業の取消し、停止、その他これらに類する処分を受けたとき、その他本事業の実施に必要な資格が欠けたとき。
- (5) 乙に支払の停止があったとき、乙が手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は更生手続開始(乙が株式会社である場合に限る。)若しくは特別清算手続開始(乙が株式会社である場合に限る。)の申立てがあったとき。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当するとき。
- (7) 国税、地方税その他公課の滞納処分を受け、又は強制執行を受けるおそれがあり、これにより契約の目的を達することができないとき。
- (8) 乙が債務について滞納し、その返済の見込みがないとき。
- (9) 乙が事業譲渡、事業廃止その他の理由により本事業を行わなくなると甲が認めるとき。
- (10) 乙が合併、分割又は解散するとき。
- (11) この契約書の履行に関し、乙または乙の従業員の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者(甲の職員を含む)に損害を与えたとき。
- (12) 乙の甲に対する信頼行為を破壊する行為その他背信行為があったと甲が認めるとき
- (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関連する環境法令等に違反したとき。
- (14) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物件買入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとみとめられるとき。

(15) 乙が尼崎市契約事務における公正な職務執行を確保するための手続等に関する要綱(平成23年8月1日実施)第4条第1項に規定する不当行為者に認定されたとき。

(16) 前各号に掲げるもののほか、この契約条項に違反したとき。

3 前項の規定により乙がこの契約を解除した場合において、乙に生じた損害があっても、甲は、一切その補償の責めを負わない。

(乙の解除権)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときには、契約を解除することができる。

(1) 第5条による契約内容の変更により、売却予定重量が当初の3分の2以上減少するとき

(2) 第5条による契約内容の変更により、契約履行の日数が、当初の契約期間の3分の1以上となるとき

(談合行為に対する措置)

第10条 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額(契約金額を変更する契約を締結した場合は、変更後の金額。以下同じ。)の10分の2に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額。第3項において同じ。)を甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。本契約の契約満了の後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、乙に対し、次のいずれかに該当する命令を行い、当該命令が確定したとき

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項又は第2項の規定による命令(独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限(以下「不当な取引制限」という。)又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約に係る命令に限る。)

イ 独占禁止法第8条の2第1項又は第3項の規定による命令(不当な取引制限に相当する行為又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約に係る命令に限る。ウにおいて同じ)

ウ 独占禁止法第8条の2第2項において準用する独占禁止法第7条第2項の規定による命令

(2) 公正取引委員会が、乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき

(3) 第1号又は前号の命令に係る乙の独占禁止法第52条第1項に規定する審判請求に対する公正取引委員会の審決(当該命令の全部を取り消すものを除く。以下「審決」という。)が確定したとき

(4) 審決の取消訴訟において、甲の請求の全部又は一部を棄却した判決(訴えを却下した判

決を含む。)が確定したとき

(5) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による有罪判決を受け、当該判決が確定したとき

(6) その他この契約に係る入札に関して、乙が前各号の規定による違法な行為を行ったことが明らかになったとき

2 甲は、乙が前項各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

3 第1項の場合において、甲に生じた損害の額が契約金額の10分の2に相当する額を超えると
きは、乙は、当該損害の額を甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(解除に伴う措置)

第11条 甲は、第8条から第10条の規定に基づき契約を解除した場合、その時点における買受
代金を確定し、納付期限を定めて甲が発行する納入通知書を乙に送付するものとする。

2 乙は、前項の買受代金について、前項に基づき甲が発行する納入通知書により甲の指定する
期限までに納入しなければならない。

(損害賠償)

第12条 甲または乙が本契約を履行しないときは、甲または乙は、相手方に対し、これによって
生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、相手方の責めに帰することができない事由
によるものであるときには、この限りではない。

2 前項の損害賠償金について乙が甲に支払う場合は、甲が発行する納入通知書により甲の指
定する期日までに納入しなければならない。

(権利譲渡の等の禁止)

第13条 乙は、第三者に対し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、若しくは承継させ、
又は担保に供してはならない。

(専属的合意管轄その他雑則)

第14条 この契約又はこの契約に関連して生じた紛争については、神戸地方裁判所を第1審の
専属的合意管轄裁判所とする。

2 この契約履行に関して双方間で用いる言語は、日本語とする。

3 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

4 この契約の履行に関して双方間で用いる計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定める
ものとする。

5 この契約の手続きにおいて使用する日時は、日本国の標準時を用いるものとする。

(1) 「年」と記載のあるものは暦年とし、「年度」とあるものは地方自治法第208条に規定する会
計年度とする。

(2) 1か月を単位として記載した期間については、暦に従って計算する。

6 この契約は日本国の法令に準拠するものとする。

(印紙税)

第15条 印紙貼付の要否及び額は、乙の責任において確認しなければならない。

(業者調査への協力)

第16条 甲は、必要があると認めた場合は、乙に対し、契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。この場合、乙は特別な理由がない限り、要請に応じるものとする。

(紛争の解決等)

第17条 この契約について、紛争が生じたとき、またはこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

以 上